

改正案	現行
<p>（番組基準等の公表）</p> <p>第一条の三 法第三条の三第二項及び第三条の四第六項の公表は、放送事業者が行う放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 当該放送事業者が行う放送</p> <p>二 当該事項を記載した書面の当該放送事業者の各事務所への備置き</p> <p>三 日刊新聞紙への掲載その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、法第三条の四第七項（法第四十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により読み替えて適用する法第三条の四第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表は、インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法により行うものとする。</p> <p>3  法第三条の四第六項第一号の審議機関の議事の概要の公表については、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 出席者の氏名</p> <p>二 議題及び審議の経過の概要</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、審議機関の審議状況を示す主な事項</p> <p>4  法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する同条第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間に放送した放送番組を教養番組</p>	<p>（番組基準等の公表）</p> <p>第一条の三 法第三条の三第二項及び第三条の四第六項の公表は、放送事業者が行う放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 当該放送事業者が行う放送</p> <p>二 当該事項を記載した書面の当該放送事業者の各事務所への備置き</p> <p>三 日刊新聞紙への掲載その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法</p> <p>2  法第三条の四第六項第一号の審議機関の議事の概要の公表については、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 出席者の氏名</p> <p>二 議題及び審議の経過の概要</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、審議機関の審議状況を示す主な事項</p>

教育番組、報道番組、娯楽番組及びその他の放送番組（通信販売番組（視聴者に商品又はサービスの内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう。以下同じ。）その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいう。以下同じ。）の区分に分類し、当該各六箇月の期間が経過した後速やかに行うものとする。

5| 前項の公表をする場合においては、その他の放送番組は、通信販売番組とそれ以外のものとに細分するものとする。

6| 法第三条の四第六項第一号に掲げる事項の公表は、当該審議機関の終了後速やかに行うものとし、同項第二号に掲げる事項の公表は、当該措置が講じられた後速やかに行うものとする。

（審議機関への報告）

第一条の四 法第三条の四第五項（法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による審議機関への報告は、当該事項を記載した書面をもつて行うものとする。

2 前項の規定によるほか、法第三条の四第五項第二号及び第三号（法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項については、審議機関の審議に資するよう当該事項に係る放送番組の視聴その他の当該事項の内容が容易に分かる方法により報告するものとする。

3 法第三条の四第五項（法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による審議機関への報告は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第三条の四第五項第一号及び第二号に掲げる事項については、同項第一号に規定する措置又は法第四条第一項の規定による措置が講じられた直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他のやむ

3| 法第三条の四第六項第一号に掲げる事項の公表は、当該審議機関の終了後速やかに行うものとし、同項第二号に掲げる事項の公表は、当該措置が講じられた後速やかに行うものとする。

（審議機関への報告）

第一条の四 法第三条の四第五項の規定による審議機関への報告は、当該事項を記載した書面をもつて行うものとする。

2 前項の規定によるほか、法第三条の四第五項第二号及び第三号に掲げる事項については、審議機関の審議に資するよう当該事項に係る放送番組の視聴その他の当該事項の内容が容易に分かる方法により報告するものとする。

3 法第三条の四第五項の規定による審議機関への報告は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第三条の四第五項第一号及び第二号に掲げる事項については、同項第一号に規定する措置又は法第四条第一項の規定による措置が講じられた直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他のやむ

を得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。

二 法第三条の四第五項第三号に掲げる事項については、審議機関の開催の都度行わなければならない。ただし、同一月に審議機関を二回以上開催する場合にあつてはそのいずれかの開催時に行うことができる。

三 法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間に放送した放送番組を教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組及びその他の放送番組の区分に分類し、当該各六箇月の期間が経過した直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他のやむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。

4 | 前項第三号の報告をする場合においては、その他の放送番組は、通信販売番組とそれ以外のものとに細分するものとする。

#### 附 則

1 | この省令は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

2 | この省令の施行後最初に行う放送法第三条の四第七項（同法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第三条の四第五項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の報告並びに同条第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表については、第一条の三第四項及び第一条の四第三項第三号中「毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における」とあるのは「平成二十三年七月から同年九月までにおける」と、「当該各六箇月の期間」とあるのは「当該三箇月の期間」とする。

を得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。

二 法第三条の四第五項第三号に掲げる事項については、審議機関の開催の都度行わなければならない。ただし、同一月に審議機関を二回以上開催する場合にあつてはそのいずれかの開催時に行うことができる。